

沿岸広域振興局長告示第25号

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成22年法律第71号）附則第15条第1項の規定により、平成24年4月1日付けで指定一般相談支援事業者を次のとおり指定したものとみなす。

平成24年4月13日

沿岸広域振興局長 齋藤 淳夫

1 地域移行支援

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称
0330200072	れいんぼー	宮古市緑ヶ丘2番3号	特定非営利活動法人宮古圏域障がい者福祉推進ネット
0330200080	相談支援事業所 わかたけ	宮古市緑ヶ丘2番3号	社会福祉法人若竹会
0330200015	宮古市身体障害者福祉センター相談支援事業所	宮古市金浜第1地割18番地1	社会福祉法人宮古市社会福祉協議会

2 地域定着支援

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称
0330200072	れいんぼー	宮古市緑ヶ丘2番3号	特定非営利活動法人宮古圏域障がい者福祉推進ネット
0330200080	相談支援事業所 わかたけ	宮古市緑ヶ丘2番3号	社会福祉法人若竹会
0330200015	宮古市身体障害者福祉センター相談支援事業所	宮古市金浜第1地割18番地1	社会福祉法人宮古市社会福祉協議会